

検査の在り方に関する検討会の報告書について
(保全プログラムを基礎とする検査の導入について)

平成20年8月7日

原子力安全委員会委員長 鈴木 篤之

1. 原子力安全委員会は、これまで、保全プログラムを基礎とする検査の導入について、原子力安全・保安院から、検討の節目ごとに報告を受け、意見を述べてきました。本日は、制度を実施するための省令改正案について、意見公募の結果も含めたいわば最終的な報告をいただいたものと理解しています。今後、制度の導入に向けた準備が進んでいくと思いますので、それに際して、改めて当委員会として重要と考える点について述べておきたいと思います。
2. 今回の省令改正は、プラントごとの特性を踏まえた保全プログラムにもとづき、保守管理のさらなる高度化・充実化を図るための具体策を提示するものであり、これまでの定期検査、保安検査、高経年化技術評価等を統一的な視点から整理し、より科学的かつ合理的な検査により原子力安全の一層の向上を目指すものであると理解します。
3. 同時に、この取り組みは、当委員会が予てより重視している、原子力安全をより確実にするための事業者による自主的取り組みを最大限に引き出すべきとの考えとも軌を一にするものと認識します。
4. 我が国では、運転中のプラントが55基に達しており、原子炉の型式ばかりでなく運転開始後の経過年数も様々になりつつあります。その安全確保への基本的要件は各プラントに共通ですが、具体的保守管理計画等は、それぞれのプラント固有の特性を踏まえつつ、プラントごとにもっとも適切に立て実施して行くことが肝要です。そのためには、設備機器の安全性能について、これまでの原子炉の停止時における分解点検に加えて、運転中の状態監視を積極的に導入することが有効であり、本省令改正によりそのことが実行可能になることは、保守管理の高度化・充実化の観点から好ましいことと考えます。
5. なお、当分野の先行国である米国においては、その実施・運用にあたって、いわゆるリスク情報とともに、その時々最新の知見を反映することにより、その実効性を高めています。我が国においても、そのような先行国の成功例を参考にすることが重要であると思います。
6. 言うまでもないことですが、このような制度改正の効果的実施にあたっては、国民の理解が欠かせません。とくに、本制度は、運転継続期間の長期化を意図したものであるという印象を国民に当初から与えているようですが、その本来の目的は、原子力安全の高度化・充実化にあることを、繰り返し説明するとともに、そのことを実績で示して行くことがもっとも重要と考えます。事業者及び原子力安全・保安院においては、今後とも、一層の理解促進を図りつつ、本制度の導入にしっかりと取り組んでくれることを期待します。
7. 当委員会としては、その本来の趣旨にしたがって本制度が実際に実行されていることを確認する上から、原子力安全・保安院から、その実施状況の報告を定期に求めるとともに、それに対し、国民にかわって、必要な意見を述べることにします。